

処分等の種類		免許取消
事実発生年月日		—
事実探知の動機		住宅瑕疵担保履行法に基づく届出の未提出
聴聞年月日		—
処分等年月日		令和5年7月25日
適用条項又は該当条項		法第67条第1項
処分等の根拠条項		法第67条第1項
被処分者	商号又は名称	株式会社ライフアドバンス
	代表者	奥田 幸三
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事（2）第3508号 令和2年3月20日
	主たる事務所の所在地	草津市平井一丁目4番13号
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づき、令和5年6月20日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても申出がなかったため。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>業者個人または法人である業者の代表者（宅建士資格あり／なし）</del></li> <li>・ <del>代表者以外の役員または政令使用人（宅建士資格あり／なし）</del></li> <li>・ <del>一般セールスマン（宅建士資格あり／なし）</del></li> </ul>	